

# 豊橋市企業 BCP 策定支援事業費等補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市企業 BCP 策定支援事業費等補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

## (補助金の目的)

第2条 この補助金は、市内に事業所を有する中小事業者等が BCP 又は事業継続力強化計画を策定又は改訂する際に要する経費に対して補助することにより、企業の経営基盤及び防災力を強化し、もって本市産業の活性化及び振興に資することを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小事業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する団体をいう。
- (2) BCP 災害若しくは事故が発生した場合において、企業の重要業務の中断を回避し、又は中断した場合において早期に回復するための手法等を事前に定めた計画をいう。
- (3) 事業継続力強化計画 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する国から認定を受けた計画をいう。

## (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小事業者等で BCP 又は事業継続力強化計画の策定又は改訂に際して専門家の助言を受けた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっているもの。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの。
- (3) 本市に納付すべき市税を滞納しているもの。
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの。

## (補助対象経費)

第5条 この補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、BCP 又は事業継続力強化計画の策定又は改訂に際して専門家の助言を受けるため、コンサルタント、アドバイザー等

に対して支払った費用とする。

第6条 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。

(補助金の額)

第7条 この補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額(国、地方公共団体その他公共的団体から別に助成措置を受けた場合は、補助対象経費から当該助成措置の額を控除した額の2分の1の額)とする。ただし、1年につき3万円を限度とし、予算の定める範囲内で交付するものとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第8条 規則第4条第1項の規定による交付の申請は、補助金交付申請書(様式第1)によるものとし、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、助言を受けた日(申請しようとする日が複数日ある場合はその最終日)から1年以内に市長に提出しなければならない。

(1) 企業概要書(様式第2)

(2) 法人にあつては、登記事項証明書

(3) 経費の支払等を証明する書類の写し

2 前項の規定による補助金の交付申請は、1年間において一の申請者につき1回を限度とする。

(交付の決定及び額の確定)

第9条 規則第5条第2項の規定による交付決定通知及び規則第11条の規定による交付額確定通知は、補助金交付決定・確定通知書(様式第3)によるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に受けた助言から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に受けた助言から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に受けた助言から適用する。

## 補助金交付申請書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地  
申請人 氏名又は団体名  
及び代表者氏名

豊橋市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。なお、補助金の交付に当たり税務資料を閲覧することは、差し支えありません。

補助年度	年度	補助事業の名称	企業 BCP 策定支援事業費等補助金
補助事業の目的及び内容		BCP 又は事業継続力強化計画の 策定 ・ 改訂	
交付申請額		円	
添付書類		1 企業概要書 2 法人にあっては、登記事項証明書 3 経費の支払等を証明する書類の写し	

企 業 概 要 書

事業所名			
事業所所在地	〒□□□-□□□□		
資本金又は 出資金の額	千円	従業員数	人
電話番号		FAX番号	
業種			
主たる事業内容 又は商品等			
備考			

国等からの 助成金等	有 ・ 無 (有の場合 円)
---------------	----------------

補助対象経費	国等からの助成金等	補助率 1/2	補助金の額 (1,000 円未満切捨て)	補助金交付申請額
		限度額 30,000 円		
円	円	—	円	円

様式第3（第9条関係）

## 補助金交付決定・確定通知書

豊橋市指令（<sup>文書</sup>番号）第 号

住所又は所在地  
申請人 氏名又は団体名  
及び代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定し、補助金額を確定したので、豊橋市補助金等交付規則第5条第2項及び第11条の規定により通知します。

年 月 日

豊橋市長

印

補助年度	年度	補助金の名称	豊橋市企業BCP策定支援事業費等補助金
補助事業の名称		企業BCP策定支援事業費等補助金	
補助事業経費精算額		円（補助対象）	
補助率		補助対象経費の2分の1の額	
補助金の交付確定額		円	
交付予定時期		年 月	